

○魚津市総合計画審議会条例

昭和46年4月1日魚津市条例第2号

魚津市総合計画審議会条例

(設置及び所掌事務)

第1条 魚津市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに即した基本計画に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、魚津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係諸団体の役職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 魚津市総合振興計画審議会設置条例(昭和28年魚津市条例第19号)及び魚津市建設審議会条例(昭和32年魚津市条例第11号)は、廃止する。

附 則(昭和48年6月21日条例第34号)

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第1号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成14年12月19日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。